

暫定議題案  
第 20 回委員会年次会合に付属する拡大委員会  
2013 年 10 月 14 - 17 日  
アデレード、オーストラリア

1. 開会

1.1. 第 20 回委員会に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

*オープニング・ステートメントは、会合の公式記録に含まれることになる。電子的コピーを事務局に提出されたい。*

1.3.1. メンバー

1.3.2. 協力的非加盟国

1.3.3. オブザーバー

2. 事務局からの報告

*事務局長は、過去 1 年間の事務局の活動について報告する。概して、参加者はこの報告書を読んでいるものと見なされ、この議題項目は主に報告書に関するコメント及び質問に当てられる。*

3. 財政及び運営

*事務局長は、修正された 2013 年予算及び 2014 年予算案について簡潔に概要を説明する。予算の詳細な検討（計画されている CCSBT パフォーマンス・レビューのコストを含む）及び他の運営上の事項は、財政運営委員会に付託され、それらは同委員会によって勧告予算案とともに拡大委員会（EC）に答申される。*

3.1. 財政運営委員会からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

*各メンバー及び協力的非加盟国は、会合前に、[遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することになっている。参加者は、これらの報告書を既に読んでいるものと見なされ、これらは会合では紹介されない。したがって、この議題項目は、報告書に対する質問、意見及びフォローアップの議論のために当てられる。直前に開催された遵守委員会会合で議論された課題については、必ずしも議論する必要はない。*

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

*この小議題項目は、メンバーが特別なプロジェクトについて報告するためのものである。直前に開催された遵守委員会会合で議論された課題については、必ずしも議論する必要はない。*

4.1.1. 市場モニタリング

4.1.2. 豪州 SBT 畜養事業（ステレオビデオモニタリングの導入等）

*CCSBT19 において、オーストラリアは、ステレオビデオによる監視を 100% 実施するとの約束を再確認するとともに、2013 年 12 月 1 日までに当該システムを実施するとの意志を繰り返し述べた。さらに、日本とオーストラリアは、本件について休会期間中に二国間で議論することに合意した。この議題項目は、本件に関する進捗状況の報告を受け、議論する機会を提供するものである。*

4.1.3. その他

## 5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会の議長は、2013年10月10-12日に開催された同委員会の第8回会合の報告書を提示する。遵守委員会（CC）は、現行措置の遵守、又は遵守計画及びそれに関連する遵守政策等の課題に関して、ECが検討すべき勧告を行うか又は決議案を策定する可能性がある。

## 6. 生態学的関連種作業部会からの報告

生態学的関連種作業部会（ERSWG）の議長は、第10回ERSWG会合の報告書を提示する。拡大委員会は、ERSWGからの勧告を検討するよう要請されることとなる。

## 7. CCSBT ERS 勧告の改正

CCSBT19において、オーストラリアは、現行の「みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告」を拘束力のある決議として採択すべきとする同国からの要請を検討するよう要請した。会合は、休会期間中又はCCSBT20においてオーストラリアからの提案を検討することに合意した。

## 8. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長は、9月に開催したESC会合の報告書を提示する。ESC会合は、漁業指標の評価（管理方式の例外的な状況の指標を含む）、2015-2017年のTAC勧告のためのMPの運用、2014年資源評価の作業計画の最終化、科学研究計画の最終化について重点的に検討し、適宜、SBT管理に関する助言を行う。ESC報告書の提示の後、質疑が行われる。

## 9. 総漁獲可能量及びその配分

### 9.1. TACの決定

CCSBT18において、CCSBTはその管理方式（MP）を採択し、MPが、SBTの産卵親魚資源量を暫定的な再建目標まで確実に増加させるべくTACを設定するための指針として利用されることに合意した。さらに、科学委員会は、別途管理方式に組み込まれていない情報に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、MPの結果に基づきTACを設定すること、MPは2012年以降のTAC設定の指針として利用されることについて合意した。

管理方式の採択に関する決議によれば、2014年から2017年までのTACは2013年に決定される必要がある。決議は以下のとおり規定している：

- 「2014年のTACは、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449トン又は2013年に実施する資源評価に基づく2015年から2017年までを対象としたMP計算結果（どちらか少ない方）となる」、また
- 2012-2014年の後のTACについては、「MPによるTACの算出と当該TACの実施の間に1年のラグを設ける」。

### 9.2. 調査死亡枠

この議題項目において、メンバーは、2014年の国別調査活動に関連する調査死亡枠に対する承認を要請する。

### 9.3. TACの配分

メンバー及びCNMへのTACの配分の算定方法は、CCSBT18で採択された「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」において規定されている。2014年から2017年の実際の配分量は、まずTACが決定された後、この決議に従って設定される必要がある。日本の配分量に関して、本決議は、「日本の名目漁獲量の水準への回復を開始するべく、TACが12,449トンに増加すること及びCCSBT20（2013年）の遵守レビューを条件として、日本は、2014年の同国向けの国別配分量に関して、増加量のうちの10%分の割増を受けるものとする。」としている。

拡大委員会は、国別配分に計上されるべき SBT の「漁獲」の共通の定義を定めるべきであるとする CC7 の勧告に留意すべきである。それまでの間、それぞれのメンバーは、各々の「国別配分量に帰属する漁獲量」を定義し、これらの定義は CCSBT の「CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件」セクション 1.1 に記載される。また、最低履行要件に従って、国別配分量に帰属する漁獲量には、最低限、全ての商業漁獲による水揚げが含まれることに留意されたい。

## 10. CCSBT 戦略計画の実施

### 10.1. 2013 年の行動計画

戦略計画において 2013 年中の実施が計画されている多くの事項は、他の CCSBT 会合 (ERSWG、ESC、CC) によって取り組まれているか、又はこの議題の他の項目に存在する。他では取り扱われていない項目は、括弧内に (同計画に基づく) 優先順位を付しつつ下記に列挙する。円滑な議論のため、事務局はこれらの項目に関する文書を用意する

#### 10.1.1. CCSBT パフォーマンス・レビュー (優先度：高い)

CCSBT19 は、次回の委員会パフォーマンス・レビューは 2014 年に実施すべきであること、レビューの付託事項は 2013 年に最終化するべきであること、そして 2 ないし 3 人の専門家で構成される独立パネルによって単一の報告書が作成されるべきであることに合意した。付託事項案、及び品質基準及び独立パネルの選定プロセス案は休会期間中に回章され、コメントを踏まえて改正された。CCSBT20 では、独立レビューパネルとなる専門家の数を含め、これらの案について検討することになる。

#### 10.1.2. REIOs に関する CCSBT の加入資格の拡大に関するメカニズムの策定 (優先度：中程度)

CCSBT19 は、拡大委員会を設置する決議の改正について検討することについて合意し、事務局に対し、休会期間中に、CCSBT20 において検討するため、全てのメンバー及び協力的非加盟国と協議を行った後、REIOs がメンバーになるためのオプションを概説する文書を作成することを要請した。

#### 10.1.3. 旗国/漁業主体による漁獲能力の自己評価 (優先度：低い)

CCSBT19 は以下のとおり合意した。メンバー/CNM は：

- SBT の TAC の自国向け国別配分量に対応する漁獲能力を自己評価し (SBT に影響を与える可能性のある非対象船団も含む)、また、合意された報告テンプレートを通じて当該評価結果を CCSBT20 に報告すること；
- 各自の漁獲能力に関して実施した措置又は実施計画の全てを CCSBT20 に報告すること(合意された報告テンプレートを利用)、及び；
- 可能な場合/適切な場合には、非協力的非加盟国 (NCNM) の船団が持つ過剰漁獲能力を原因とする SBT への潜在的な脅威に関するコメントをかかる報告書に記載すること。

また会合は、他の RFMO に参加する CCSBT オブザーバーは、当該 RFMO において、SBT 漁業への漁獲努力のシフトをもたらすかもしれないような変化があった場合には、それを拡大委員会に報告すべきことにも合意した。

### 10.2. 2014 年の行動計画

拡大委員会は、戦略計画において 2014 年にメンバー及び又は拡大委員会によって計画立案するよう求められている事項について検討すべきである。これらの事項は、計画において優先度が低いとされた全ての事項であり、以下を含む：メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する；最大経済生産量 (MEY) の分析及び SBT 資源から得られる利益を最大化させる代替的な漁獲戦略の評価。

## 11. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の地位を定めた決議は、拡大委員会との約束に対するパフォーマンスをベースに、その地位の継続に関して年次レビューを行うよう要求している。検討されるべき3つの協力的非加盟国は、フィリピン、南アフリカ及び欧州連合。

## 12. 非加盟国との関係

この議題項目は、特定の国に関連する課題を議論するためのものである。CCSBT18での決定<sup>1</sup>に基づき、メンバーは、SBTの重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな国について、それを支持するような背景の情報とともに、遅くとも会合の6週間前までに事務局長宛に通報しなければならない。かかる通報は、事務局から提出される文書に盛り込まれることとなる。

## 13. Kobe プロセスからの勧告の評価

Kobe3 は、Kobe プロセスがRFMO に対して行った勧告に対するメンバーのレビューを中心とした常設の議題項目を今後の年次会合に設けることを勧告し、CCSBT18 はこれに合意した。

## 14. 他の機関との活動

他のRFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のあるRFMO 会合<sup>2</sup>においてCCSBT のオブザーバーとなり、これらのメンバーは関連事項についてCCSBT に報告書を提出する。この議題項目において、以下に掲げる事項が実施される：

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に報告する；及び
- 2014 年のCCSBT 以外の会合におけるCCSBT オブザーバーについて合意する。

また、メンバーは、他のRFMO との協調の機会について注視し続け、そのような機会があればCCSBT19 報告書のパラグラフ62 に従って拡大委員会に勧告することが期待されている。

## 15. データ及び文書の機密性

### 15.1. 2013 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT20 に関連する会合のために作成された文書を非公開にすべきかどうかについて決定するためのものである<sup>3</sup>。

## 16. 2014 年の会合

以下に掲げる2014 年の会合に関して、その日程、時期、期間及び内容を検討する必要がある：

### 生態学的関連種作業部会 (ERSWG)

- ERSWG は、次回会合の時期及び期間について勧告するよう期待されている。それは2014 年中であろう。

<sup>1</sup> CCSBT18 における決定（パラグラフ41の最後の●）は、事務局からの勧告したプロセスを実施するというものである。かかるプロセスは、CCSBT-EC/1110/13のセクション11.2に記載されており、この議題項目に注釈に記載した通報手段を規定している。

<sup>2</sup> WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及びIATTCにおいて、ニュージーランド、オーストラリア、日本、日本及び台湾がそれぞれ（CCSBTの）オブザーバーとして参加した。

<sup>3</sup> 拡大委員会が、報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT20に関連する会合の報告書は、CCSBT20後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT20後に公表される。

#### 拡大科学委員会会合 (ESC)

- 2014年に全面的な資源評価が行われる予定である。ESCは、2014年のESC会合の期間について、及びESCの前に技術的作業部会が要求されるかどうかについての勧告を行う予定である。当該会合の適切な日程は、ホストとなるメンバーと検討されており、事務局は、ニュージーランドのオークランドにおいて、2014年9月1-6日にこの会合を開催するための会場と仮契約している。

#### 遵守委員会及び委員会年次会合

- これらの会合の開催見込みの日程はホストメンバーと検討されており、事務局は、ニュージーランドのオークランドにおいて、2014年10月9-11日及び13-16日にこれらの会合を開催するための会場と仮契約している。

また、2014年に何か他の会合を行う必要があるかどうかについて、その時期及び期間とともに検討する必要もある。

17. 第21回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
18. その他の事項
19. 閉会
  - 19.1. 報告書の採択
  - 19.2. 閉会